

森林・林業再生基盤づくり交付金の配分基準の考え方

〔平成25年5月16日付け25林政経第109号〕
林野庁林政部長通知

最終改正：平成28年4月1日付け27林政経第336号

森林・林業再生基盤づくり交付金の配分基準の考え方は、以下のとおりとする。

第1 基本的考え方

森林・林業再生基盤づくり交付金の配分に当たっては、以下の事項について算定された得点（ポイント）を基準として、計画主体（都道府県及び市町村）ごとの施設費（次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知）。以下「要綱」という。）別表のⅡの1「森林整備・林業等振興整備交付金」をいう。以下同じ。）、推進費（要綱別表のⅡの2「森林整備・林業等振興推進交付金」をいう。以下同じ。）ごとに配分するものとする。

- 1 施設費については、別紙1に定める計画主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標（以下「指標」という。）に基づいた全体指標の得点、事業実施主体（個別の施設・取組）ごとに設定する個別指標及び内容（政策的必要性及び緊急性）に基づいた加算指標の得点を合計することにより配分するものとする。
- 2 推進費については、別紙2に定める森林・林業再生基盤づくり交付金チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に基づくポイントにより配分するものとする。
- 3 地域提案事業については、同事業が補完し、連携して実施するメニューに準じて目標を定量化し、施設費、推進費それぞれの配分の考え方に基いて配分するものとする。

第2 施設費の配分の考え方

施設費の配分は、事業実施主体ごとに全体指標で偏差値により算出された得点（複数の指標が設けられている場合は平均値。以下同じ。）に第4の達成状況評価結果及び不用額率に応じた係数を乗じて算出された得点と個別指標で偏差値により算出された得点を合計し、高い順番に並べ、得点の高い順番に、施設費の予算額の範囲内で算定の対象とし、必要に応じて目標間の調整を行い、各施設の合計額をもって計画主体へ配分するものとする。

なお、上記の方法で得点の高い順番に予算額を配分した結果、最後の配分可能額が、事業実施主体の要望額（複数の事業実施主体が同一得点で並んだ場合は、これらの事業実施主体の合計要望額）を下回る場合にあっては、必要に応じて調整を行い、配分する。

第3 推進費の配分の考え方

- 1 付与するポイント数はチェックリストのとおりとする。
- 2 国は、予算額の5割を都道府県ごとの要望額に基づき按分する（要望割）。
- 3 予算額の残り5割を都道府県ごとの要望残額（要望額から要望割額を控除した額）に基づき、チェックリストで得られたポイント数に応じて按分する。
- 4 上記2及び3を合算した交付金額を都道府県単位で配分するものとする。

第4 達成状況評価結果及び不用額の配分額への反映

- 1 達成状況評価結果の配分額への反映
森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領（平成25年5月16日付け25林政経第106

号林野庁長官通知。以下「要領」という。)様式6の3における達成状況評価結果に応じた次の係数を、事業実施主体ごとに全体指標で偏差値により算出された得点に乗じることとする。

達成状況評価結果	係数
A	1.00
B	0.95
C	0.90

2 不用額の配分額への反映

要領第2による事業計画申請年度の前々年度における施設費の不用額率(都道府県の当該年度の割当内示額に対する当該年度の不用額の割合)を算出し、不用額率に応じた次の不用額換算係数を1に基づいて算出された得点に乗じることとする。

ただし、事業実施に伴う入札残、事業コストの低減に努める等効率的な事業実施の結果発生した執行残及び自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態による事業実施主体の責めに帰すことができない場合を除く。

都道府県別不用額率	不用額換算係数
5%未満	1.00
5%以上20%未満	0.95
20%以上40%未満	0.90
40%以上	0.80

第5 指標のガイドライン

要領別表に定める全体指標及び個別指標の定義については別紙1のとおりとする。

第6 その他

国が計画主体の進捗状況を把握した結果、計画変更や入札による差額等の費用が一定額以上発生していることが明らかで、交付金の執行が見込まれないことが確実となった場合は、必要に応じて各計画主体へ減額内示した上で、調整を行うこととする。調整の際には、年度当初に第2の規定に基づいて算定した得点により配分に至らなかった事業実施主体の最上位のものから優先的に配分することとする。

第7 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、目標の水準の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別紙1 全体指標と個別指標

施設費（ハード整備）

全体指標（計画主体ごと）

目標	指 標 (2つ以上ある場合は平均得点)		算定使用量	指標の定義
森林整備の推進	必須選択	間伐実施面積	増加量・増加率	平均間伐実施面積 (ha)
		間伐の効率性	縮減量・縮減率	間伐の平均人工 (人・日/ha)
森林の多様な利用・緑化の推進	必須	林業研究グループへの新規加入者数	増加量・増加率	林業研究グループへの新規加入者数 (人)
	必須	森林づくり活動への年間延べ参加者数	増加率	植付け、下刈り、間伐等の作業を行う森林ボランティア活動への年間延べ参加者数 (人)
優良種苗の確保	必須選択	コンテナ苗の生産量	増加量・増加率	都道府県におけるコンテナ苗生産量 (千本)
		コンテナ苗の生産性	増加量・増加率	都道府県におけるコンテナ苗生産性 (千本/人・年)
		コンテナ苗の生産事業者数	増加量・増加率	都道府県におけるコンテナ苗生産者数 (事業者)
		コンテナ苗の生産コスト	縮減率	都道府県におけるコンテナ苗生産コスト (円/本)
望ましい林業構造の確立	必須	素材生産量	増加量・増加率	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (m ³)
	必須	林業経営を担い得る者の数	増加量・増加率	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (事業体数)
	必須	長期施業受託面積	増加量・増加率	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (ha)
特用林産の振興	取組に応じて必須選択	対象品目の生産量	増加量・増加率	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (t、kg、m ³ 等)
		対象品目の造成面積	増加量・増加率	都道府県における対象品目の造成面積 (ha)
		対象品目の生産性	増加量	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (t、kg、m ³ 等/人・日)
		対象品目の生産コスト	縮減率	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (千円/t、kg、m ³ 等)
木材利用及び木材産業体制の整備 推進	必須(注3)	地域材利用量	増加量・増加率	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (m ³)
	必須選択(木材加工流通施設に係るもの)	素材生産量	目標値	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (m ³)
	必須選択(木造・木質バイオマスに係るもの)	木質バイオマス利用量	増加量	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる (m ³)
	必須選択(木造公共に係るもの)	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に則した市町村方針の作成率	現状値	都道府県における全市町村数に対する公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に即した市町村方針を作成した市町村数の割合 (%)
市町村広域連携支援	取組に応じて必須選択	協定による地域材供給・利用量	目標値・増加率	協定を結んだ施設全てにおける地域材の供給量及び利用量(素材換算m ³)
		協定による産物の供給・利用量	目標値・増加率	協定を結んだ施設全てにおける産物の供給量及び利用量 (t、kg、m ³ 等)
		協定による施設利用者数	目標値・増加率	協定を結んだ施設全ての利用者数 (人)

個別指標（事業実施主体ごと）

メニュー	指 標 (2つ以上ある場合は平均得点)		算定使用量	指標の定義	
高性能林業機械等の整備（うち林業機械作業システム整備【森林整備型】）	取組に応じて必須選択	搬出間伐の割合	増加量・増加率	平均搬出間伐率 (%)	
		間伐材利用量	増加量・増加率	平均間伐材利用量 (m ³)	
	加算指標	選択	施業集約化に関する取組	—	施業提案書等による提案型施業への取組、認定森林施業プランナーによる施業集約化の取組
		選択	次世代木材生産・供給システム構築事業構想に基づく取組(注2)	—	次世代木材生産・供給システム構築事業における事業構想において、伐倒・搬出、路網整備と連携して実施する取組
高性能林業機械等の整備（うち林業機械作業システム整備【森林整備型】）	必須選択(高性能林業機械及び効率化に係るもの)	素材生産量	増加量・施設の効率性	受益範囲内若しくは事業実施主体における素材生産量 (m ³)	

【備用】を除く)		の)				
		必須選択 (同上)	素材生産性	目標値・施設の効率性	受益範囲内若しくは事業実施主体における素材生産性 (m ³ /人・日)	
		必須選択 (活動拠点に係るもの)	施設利用者数	施設の効率性	当該施設による利用者数 (人)	
加算指標	選択	施業集約化に関する取組	—	—	認定森林施業プランナーによる施業集約化の取組	
	選択	次世代木材生産・供給システム構築事業構想に基づく取組 (注2)	—	—	次世代木材生産・供給システム構築事業における事業構想において、伐倒・搬出、路網整備と連携して実施する取組	
森林づくり活動基盤の整備	必須	施設利用者数	施設の効率性	—	当該施設による利用者数 (人)	
	取組に応じて必須選択	森林環境教育を受けた児童生徒数	増加量・施設の効率性	—	当該施設による森林環境教育を受ける幼稚園～中学校の児童生徒数 (人)	
		各種団体の活動数	増加量・施設の効率性	—	—	当該施設 (周辺森林を含む) を拠点とした森林ボランティア、NP0、森林インストラクター等の各種団体の年間活動数 (回)
優良種苗の確保	必須選択	コンテナ苗の生産量	増加量・増加率	—	当該施設によるコンテナ苗生産量 (千本)	
		コンテナ苗の生産性	増加量・増加率	—	当該施設によるコンテナ苗生産量 (千本/人・年)	
		コンテナ苗の生産コスト	縮減率	—	—	当該施設によるコンテナ苗生産コスト (円/本)
	加算指標	選択	花粉症対策苗木等の生産に対する取組	—	—	当該施設によるコンテナ苗生産において、花粉症対策苗木等の生産割合が5割以上である場合に限る (注4)
特用林産振興施設等の整備	取組に応じて必須選択	対象品目の生産量	増加量・施設の効率性	—	当該施設による生産量 (t、kg、m ³)	
		対象品目の造成面積	増加量・増加率	—	—	対象品目の造成面積 (ha)
		生産性	増加量	—	—	当該施設による対象品目の生産性 (t、kg、m ³ /人・日)
		生産コスト	縮減率	—	—	当該施設による対象品目の生産コスト (千円/t、kg、m ³ 等)
木材加工流通施設等の整備	取組に応じて必須選択 (注5)	地域材利用 (加工) 量	目標値・施設の効率性	—	加工施設整備における当該施設による地域材加工量 (素材換算m ³)	
		地域材利用 (流通) 量	目標値・施設の効率性	—	—	集出荷販売施設における当該施設による地域材流通量 (素材換算m ³)
		地域材利用 (乾燥) 量	目標値・施設の効率性	—	—	乾燥施設整備における当該施設による地域材乾燥量 (素材換算m ³)
	取組に応じて必須選択	製材の生産性	目標値	—	—	加工施設整備における当該施設による製材の生産性 (m ³ /人・年)
		地域材利用 (流通) 量	増加量	—	—	加工施設整備・集出荷販売施設整備における当該施設による地域材流通量 (素材換算m ³)
		乾燥材率	目標値	—	—	加工施設整備・乾燥施設整備における当該施設による乾燥材率 (%)
	加算指標	選択	木材製造高度化計画認定事業実施主体	—	—	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく認定状況
		選択	災害等の復興に関する施設整備 (注6)	—	—	災害等の復興に関する取組
選択	次世代木材生産・供給システム構築事業構想に基づく取組 (注2)	—	—	—	次世代木材生産・供給システム構築事業における事業構想において、伐倒・搬出、路網整備と連携して実施する取組	
木造公共建築物等の整備	必須	地域材利用量	施設の効率性	—	当該施設による地域材利用量 (m ³)	
	必須	施設利用者数	施設の効率性	—	当該施設による利用者数 (人)	
加算指標	選択	他府省との連携	—	—	エコスクール認定事業	
木質バイオマス利用促進施設の整備	必須	木質バイオマス利用量	増加量・施設の効率性	—	当該施設によるバイオマス利用量 (m ³)	
	加算指標	選択	バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想	—	—	バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想に基づく取組
		選択	災害等の復興に関する施設整備 (注6)	—	—	災害等の復興に関する取組
		選択	次世代木材生産・供給システム構築事業構想に基づく取組	—	—	次世代木材生産・供給システム構築事業における事業構想において、伐倒・搬出、路網整備と連携して実施する取組 (木質バイオマスエネルギー利用施設整備を除く)
市町村広域連携支援	取組に応じて必須選択	協定による地域材供給・利用量	算定には使用しない	—	当該施設による地域材の供給量及び利用量 (素材換算m ³)	
		協定による産物の供給・利用量		—	当該施設による産物の供給量及び利用量 (t、kg、m ³ 等)	
		協定による施設利用者数		—	当該施設による利用者数 (人)	

推進費（ソフト整備）

全体指標（計画主体ごと）

目標	指 標		算定使用量	指標の定義
山地防災情報の周知	取組に応じて必須選択	住民への周知率 研修会等の開催数	算定には使用しない	山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合（％）（注7） 研修会等の開催数（回）
森林資源の保護	取組に応じて適切に指標を設定（注8）	（例）・森林病虫害の駆除率 ・実施主体、森林所有者等への周知率 ・生立木除去実施率 等		・森林病虫害の被害計画量に対する実施量の割合 ・連絡協議会・研修会等の開催数（回） ・自主事業計画に対する生立木除去面積の割合 等
		（例）・野生鳥獣被害の抑制 ・有害鳥獣の生息密度 等		・誘導型捕獲装置の設置数、被害地域に対する対策の実施地区数 ・管理計画等に基づく個体数の割合 等
		（例）・森林保全推進員の増加 ・防火機材等の整備率 等		・森林保全推進員一人当たりの巡視対象面積の割合 ・防火機材等の設置数・市町村数 等
林業担い手等の育成確保	取組に応じて必須選択	認定事業主数	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる 認定事業主数の平均値（過去3年）に対する目標値（社）	
		新規就業者数	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる 新規就業者数の平均値（過去3年）に対する目標値（人）	
		災害発生件数（減少率）	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる 災害発生件数の平均値（過去5年）に対する目標値の割合（件・％）	

注1）算定使用量の考え方

- ① 現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。
- ② 目標値は、目標年度（ハードは5年後、ソフトは翌年度）における値とする。ただし、効率化施設整備の場合は、目標年度までの平均値としても良い。
- ③ 増加量は、目標値から現状値を差し引いた値（目標値－現状値）とする。なお、現状値が0の場合は、増加量＝目標値となる。
- ④ 増加（縮減）率は、増加（縮減）量を現状値で除した値（増加（縮減）量／現状値）とする。ただし現状値が0の場合は現状値を1とする。
- ⑤ 施設の効率性は、増加量を事業費で除した値（増加量／事業費）とする。ただし、木造公共建築物等の整備の指標のうち「施設の利用者数」については、増加量に耐用年数を乗じた値を事業費で除した値（増加量×耐用年数／事業費）とする。

注2）加算指標の加算法

- ① 加算指標を有する施設は、得点による算定に併せて、別途、得点を加算する。
- ② 加算する得点は、最高点と最低点との差の1割とする。1つの施設に複数の加算指標が該当する場合においても、加算する得点は変わらない。ただし、要綱別表のIに定める次世代木材生産・供給システム構築事業と連携する取組については、この限りでない。

注3）「木材加工流通施設等の整備」の全体指標については、「地域材の利用量の増加量」と「同増加率」と「素材の生産量の目標値」の得点を1：2：1の比率で使用する。

注4）「花粉症対策苗木等」とは、以下の品種からなる苗木とする。

- (1) スギ花粉症発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整備第31号林野庁長官通知）に規定された花粉症対策品種
- (2) 次に掲げる成長に優れた品種
 - ① 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第2条第2項に基づき農林水産大臣が指定した特定母樹
 - ② 国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センターにより開発されている第2世代精英樹
- (3) マツノサイセンチュウ抵抗性品種

注5）「木材加工流通施設等の整備」の個別指標については、「地域材利用量の目標値」と「同施設の効率性」と「製材の生産性」又は「地域材利用量」又は「乾燥材率」の得点を1：3：1の比率で使用する。

注6）「災害等」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和35年法律第150号）の規定に基づく指定災害及びこれに準ずるもので国が特に認めた災害をいう。

注7）「山地災害危険地区が地域住民等に周知されている」とは、具体的に以下のことをいう。

- ① ダイレクトメール等により周知されていること。
- ② 広報誌等に掲載し、住民に配布されていること。
- ③ ホームページ等の活用により地域住民が常に閲覧出来る状況にあること。
- ④ 説明会等により、地域住民への周知がされていること。
- ⑤ 山地災害危険地区について標識等によりその旨が溪流の出口等の人目に付きやすい場所に表示されていること。
- ⑥ 市町村役場等の掲示板に公示されていること。
- ⑦ 都道府県及び市町村の樹立する地域防災計画に山地災害危険地区に関する情報が記載され、地域住民が常に閲覧出来る状態にあること。

注8）表示している指標は一例であり、取組に応じて適切に指標を設定すること。

別紙2 森林・林業再生基盤づくり交付金ポイント
(森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通>

評価内容	ポイント
1 効率性の向上	
(1) 合意形成・協議・手続の改善	
関係部局とも調整し、協議・手続の迅速化・簡素化を図っているか。	
① 関係部局との調整が既に終了している。	2
② 現在、関係部局と調整している、又は調整が必要な案件はない。	1
③ 関係部局と調整していない。	0
(2) 事業の重点化・集中化	
ア 実施主体の事業について評価を実施しているか。	
① チェックリスト等を用いて既に評価を実施している。	2
② 今年度（事業実施年度）から評価を実施する。	1
③ 実施していない。	0
イ 事業の進捗状況について、時間管理を実施しているか。	
① 定期的に実施主体から進捗状況等が報告される仕組みとなっている。	2
② 報告時期は設定していないが、実施主体から報告される仕組みとなっている。	1
③ 実施していない。	0
2 透明性の向上	
事業計画、達成状況及び改善措置を講じた場合における改善措置実施報告をどのような方法で公表しているか。	
① 関係部局との調整が既に終了している。	2
② 現在、関係部局と調整している、又は調整が必要な案件はない。	1
③ 関係部局と調整していない。	0

<山地災害情報の周知、森林資源の保護>

評価内容	ポイント
1 効率性の向上	
(1) 合意形成・協議・手続の改善	
事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。	
① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。	2
② 広報誌等により周知を図っている。	1
③ 合意形成を図っていない。	0
(2) 事業の重点化・集中化	
事業の重点化を図っているか。	
① 例年よりも実施地区数（箇所数・実施主体数）の絞り込みを行っている、又は、毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。	2
② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。	1
③ 例年よりも実施数が拡大している、又は、事業の重点化は図っていない。	0
2 地域特性の重視	
事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。	
① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。	2
② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている。	1
③ 対応していない。	0

< 林業担い手等の育成確保 >

評価内容	ポイント
1 効率性の向上	
(1) 合意形成・協議・手続の改善	
事業計画について、関係機関等との合意形成が図られているか。	
① 定期的な協議会等意見を聴取する仕組みを設けて合意形成を図っている。	2
② 必要に応じて関係機関等から意見を聴取するなど合意形成を図っている。	1
③ 合意形成に関する確認を行っていない。	0
(2) 事業の重点化・集中化	
事業の重点化を図っているか。	
① 毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。	2
② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。	1
③ 事業の重点化は図っていない。	0
2 地域特性の重視	
事業メニューの年間計画について、林業就業者や林業事業体の意見を取り入れて計画を作成しているか。	
① 広く林業就業者や林業事業体の意見を吸い上げている。	2
② 一部の林業就業者や林業事業体に限り意見を吸い上げている。	1
③ 対応していない。	0